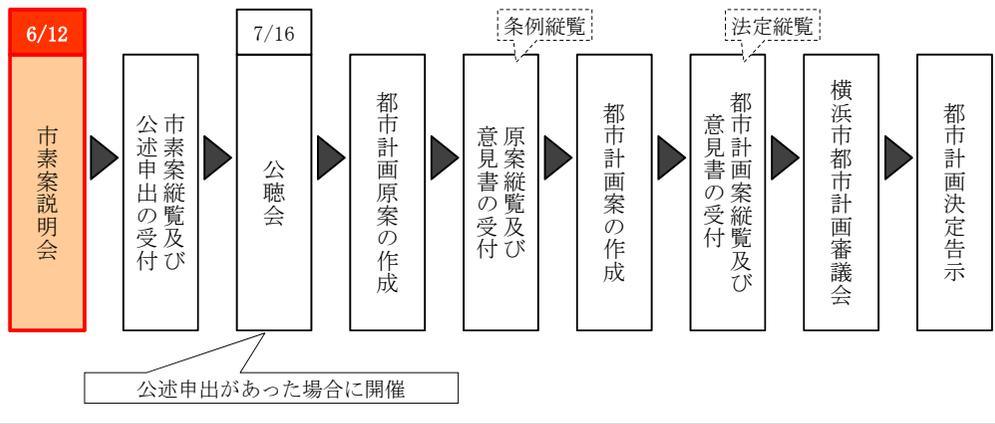


【図2】地区施設



【都市計画手続の流れ】



【お問合せ先】

(地区計画の内容について)

- ◆ 横浜市都市整備局地域まちづくり課
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 市庁舎6階 TEL:045-671-2667

(都市計画手続について)

- ◆ 横浜市建築局都市計画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地の1 JNビル14階 TEL:045-671-2657
都市計画課ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>

横浜市からのお知らせ



都市計画市素案説明会のお知らせ

～綱島サスティナブル・スマートタウン地区地区計画の都市計画決定について～

港北区北部の綱島街道沿いに位置する綱島サスティナブル・スマートタウン地区は、かつて大規模事業所が立地していましたが、事業所の廃止に伴い、その後の土地利用について検討が進められてきました。

このたび、横浜市のまちづくりの方針や本地区の特性を踏まえ、周辺地域と調和しつつ、産業機能と良好な居住機能、生活支援機能を集積するとともに、先端的な環境配慮の取組により、環境未来都市・横浜にふさわしい市街地を形成しその環境を維持するため、地区計画の決定を行うこととし、都市計画市素案を作成しました。この都市計画市素案の内容や今後の手続について説明するため、説明会を開催します。

都市計画市素案説明会

○日時

平成27年6月12日(金)午後7時開始
(開場6時30分)

○会場

綱島地区センター 体育室
(港北区綱島西1-14-26)
東急東横線：綱島駅(西口改札)から徒歩5分

- 事前の申込は不要です。
当日、直接会場へお越しください。
- 駐車場の用意はありません。
ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



○都市計画市素案の縦覧及び公述申出の受付

縦覧期間：平成27年6月15日(月)から平成27年6月29日(月)まで(土・日を除く)

縦覧場所：建築局都市計画課(受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで)

- ※ 港北区役所区政推進課で、都市計画市素案の写しを閲覧できます。
(区役所での受付時間：午前8時45分から午後5時まで)
- ※ 都市計画課ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。

公述申出：関係住民及び利害関係人は公述申出ができます。

公述申出書は、縦覧期間中に都市計画課ホームページから電子申請をご利用いただくか、都市計画課へ郵送又は持参してください。(平成27年6月29日(月)必着)

- ※ 公述申出書は、縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、都市計画課ホームページからダウンロードできます。
- ※ 10名を超える申出があった場合には、抽選を行います。

○公聴会の日時及び会場(公述申出があった場合に開催)

日 時：平成27年7月16日(木)午後7時開始

会 場：綱島地区センター 体育室

- ※ 傍聴は申込不要です。当日、直接会場へお越しください。
- ※ 公聴会開催の有無は、7月1日(水)以降に都市計画課ホームページでご確認いただくか、電話でお問合せください。

地区計画の決定

この資料は都市計画の主な内容を分かりやすく記載しています。
正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。

名称	綱島サスティナブル・スマートタウン地区地区計画
位置	港北区綱島東四丁目地内
面積	約4.4ha
地区計画の目標	本地区計画は、大規模土地利用の転換に伴い、周辺地域と調和しつつ、産業機能とあわせて多様な世代を対象とした良好な居住機能や生活支援機能を集積するとともに、先端的な環境配慮の取組により、人々や企業をひきつける、環境未来都市・横浜にふさわしい市街地を形成し、その環境を維持することを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針
	地区施設の整備の方針
建築物等の整備の方針	
緑化の方針	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模【図2参照】
	歩行者用通路(幅員6.0m 延長約180m)
	歩道状空地1(幅員1.5m 延長約160m)、歩道状空地2(幅員3.0m 延長約240m)
	広場1(面積約600㎡)、広場2(面積約500㎡)、広場3(面積約100㎡)、広場4(面積約100㎡)
緑地(面積約540㎡)	

地区の区分【図1参照】	名称	A地区	B地区	C地区	D地区	
	面積	約1.4ha	約2.2ha	約0.4ha	約0.4ha	
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 マー جان屋、ぱちんこ屋等 4 キャバレー等 5 倉庫業を営む倉庫 6 畜舎(店舗に附属するものを除く。)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 マー جان屋、ぱちんこ屋等 4 キャバレー等 5 倉庫業を営む倉庫 6 畜舎(店舗に附属するものを除く。) 7 工場※ 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの※	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マー جان屋、ぱちんこ屋等 2 キャバレー等 3 倉庫業を営む倉庫 4 畜舎(店舗に附属するものを除く。) 5 工場※	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マー جان屋、ぱちんこ屋等 2 キャバレー等 3 倉庫業を営む倉庫 4 畜舎(店舗に附属するものを除く。) 5 工場※ 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの※ 7 1階を住居の用に供するもの(1階に保育所等100㎡以上を含むものを除く。)	
	※は環境への影響が少ないものは除外					
	建築物の建ぺい率の最高限度	—			50%	
	建築物の敷地面積の最低限度	300㎡ (公益上必要な建築物等は除く。)				
	壁面の位置の制限	前面道路の境界線から5m以上後退(公益上必要な建築物等は除く。)				
	建築物の高さの最高限度	—			31m 前面道路からの北側斜線制限あり	31m
	建築物等の形態意匠の制限	周辺の街並みと調和したもの			周辺への景観的調和に配慮するための制限(建築物の色彩、水平方向の長さ等)屋外広告物、建築設備等に関する制限	
	建築物の緑化率の最低限度	15%				

【図1】地区の区分

